

令和6年度埼玉県ゴルフ場農薬安全使用管理士研修会の御案内

埼玉県では、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用や管理及び周辺環境の保全等を図るため、一定の知識を有する方を「ゴルフ場農薬安全使用管理士」として認定するための研修会を開催します。

1 受講要件及び認定方法

(1) 認定要件

ゴルフ場で現に農薬散布に従事し、かつ、実務経験が2年以上ある方で、研修の全課程を修了し、認定試験に合格した方を、ゴルフ場農薬安全使用管理士に認定します。
(認定期間は原則として3年間)

(2) 試験の免除

次の要件に該当する方は、研修の全課程を修了することにより認定を更新します。

ア 認定期間が令和7年3月31日で満了する方

イ 認定期間が令和6年3月31日満了で昨年度に更新研修を受講できなかった方
(ただし、新たな認定期間は2年間となります。)

ウ 他の都道府県で同等の認定を受けている方

2 開催方法

(1) 日 時

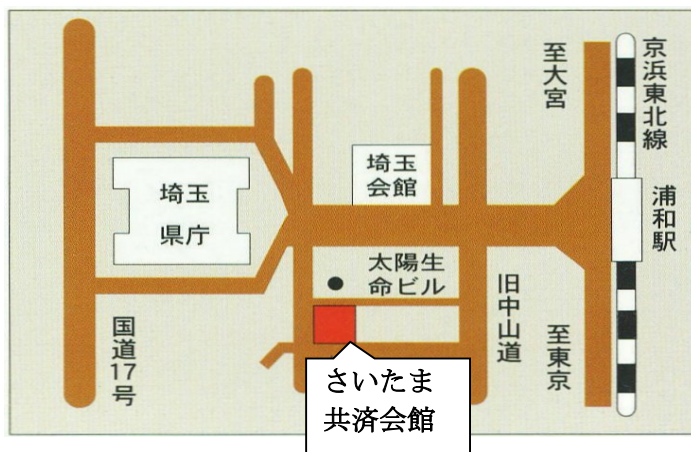
令和7年1月24日(金) 午前10時30分から午後3時40分

※受付時間は10時～10時30分です。

※新規の方は研修終了後に認定試験を実施しますので終了時間は午後4時30分です。

(2) 場 所

さいたま共済会館6階601, 602 (さいたま市浦和区岸町7-5-14)



※公共交通機関を御利用ください。

【JR 宇都宮線・高崎線・京浜東北線】
浦和駅西口から徒歩約10分

(3) 注意事項

- ・研修会開始後30分を過ぎた場合は受講できませんので、御注意ください。
- ・筆記用具をお持ちください。
- ・テキストは農産物安全課で用意し、当日配布します。
- ・研修会場内での飲食は可能ですが、ゴミは各自でお持ち帰りください。
なお、弁当の手配はいたしません。
- ・**受講票の送付はいたしません。**当日、研修会場にお越しください。

3 研修内容等

科 目	講 師
農薬取締法及び住宅地等における農薬使用について	関東農政局消費・安全部 農産安全管理課
ゴルフ場における農薬の適正使用について	県農林部農産物安全課
農薬の環境への影響	県環境部水環境課
【特別講演】農薬中毒対策の基礎知識	公益財団法人日本中毒情報センター
防除方法、最新農薬情報	公益社団法人緑の安全推進協会

4 申込方法

(1) 申請に必要な書類等

	対 象	申請書及び添付書類	申込方法
新規	新規に認定を希望する方	・様式第1号「埼玉県ゴルフ場農薬安全使用管理士認定研修受講申請書」 ・様式1-2「実務経験証明書」	電子申請、郵送、FAXのいずれか
	他の都道府県で同等の認定を受けている方	「様式第2号 埼玉県ゴルフ場農薬安全使用管理士更新研修受講申請書」 ・同等の資格を有することを証する書面の写し	
更新	更新を希望する方	「様式第2号 埼玉県ゴルフ場農薬安全使用管理士更新研修受講申請書」	

(2) 申請書の入手方法

農産物安全課で入手するか、農産物安全課ホームページからダウンロードしてください。

(3) 申込方法

ア 郵送又はFAXによる方法

次のあて先に送付してください。

埼玉県農林部農産物安全課 農薬・植物防疫担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-4053 FAX 048-830-4832

イ 電子申請による方法（更新の方のみ）

農産物安全課のホームページにアクセスし、申請してください。

5 申込期限

令和6年12月2日（月）

6 費用

無料（ただし、申請に係る費用や研修当日の交通費等は自己負担となります。）

7 その他

個人情報の取り扱い

埼玉県農林部農産物安全課は、申請に際して御提供いただいた個人情報について、以下の目的にのみ利用します。申請者の同意なく目的外に利用することはありません。

- ・ゴルフ場農薬安全使用管理士認定及び更新研修会における受付名簿の作成
- ・ゴルフ場農薬安全使用管理士認定者に対する認定証の交付
- ・更新研修受講者の受講確認
- ・農薬の安全使用に関する情報提供